

## 平成27年度第2回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

- 日 時：平成28年2月1日（月）14時00分から15時40分まで  
○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室  
○出席者：榊原禎宏委員、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、森本博一委員、  
石割康平委員、後藤美穂委員、福井秀晃委員、瀨喜代巳委員、  
大久保由華委員、永末綾乃委員  
教育委員会：森永教育長、森本教育部長、中川理事、  
竹本教育部次長兼学校教育課長、村田指導主事

### 1 開会

### 2 教育長あいさつ 森永教育長より

### 3 議事

#### (1) 議事録署名委員の指名

委員長が石割委員を署名委員に指名した。

#### (2) 市内小中学校の一・二学期のいじめの状況について

事務局より市内小中学校の状況について、本年度一・二学期のいじめ調査の結果から報告

一・二学期にそれぞれ1度アンケートを実施、その後個別に聞き取り調査を実施。それぞれの学校ごとの実施率は資料のとおり。市全体でのアンケート実施率は小学校一回目99.1%、二回目99.3%、中学校は一回目97.8%、二回目98.9%である。

全体としていじめ調査実施率は、小学校での一回目99.6%、二回目99.5%、中学校での一回目が98.5%、二回目が99.4%である。

調査未実施の児童生徒はほとんどが不登校で本人・保護者が調査を拒否したもので、一部支援学級等で調査内容が把握できない者もいた。アンケートの形式については資料1のとおりである。「いやな思いをした」児童生徒数をグラフ化したものが資料1の3ページである。

「いやな思いをした」小学校の児童は一学期が2,176人、二学期が1,939人。中学校では一学期320人、二学期で195人だった。

いじめの低年齢化が懸念されているが、市内のアンケート結果でも小学校2・3年生が最も多く、低学年に多いことがわかる。

4ページでは「いやな思いをした」数と、それが継続しているか、誰かに相

談したかどうかを一学期・二学期比較できるようグラフ化し、並べたものである。比較すると「いやな思いをした」件数は二学期になるとやや減少しているものの、小学校では一学期に近い人数がいやな思いを経験している状況である。

中学校では3分の1に減少している状況である。

「継続している」と答えた児童生徒は小学校では一・二学期ともいやな思いをした児童の40%程度、中学校では一学期が32%、二学期が約45%であった。

誰かに相談した児童生徒数はいやな思いをした児童生徒数の約55%であった。これについては小中ともほぼ同じ割合であった。

経年による比較については、小学校では多少の増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいの状況が継続している。

中学校では毎年一学期より二学期が減少している。更に経年で見ると「いやな思いをした」件数は減少傾向にある。

「いやな思いをした」内容については昨年とほぼ同じ傾向である。小中学校共に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、ついで「軽い暴力・仲間外れ」の数が多い状況である。「金品を隠される・盗まれる・壊される」等が次に多い状況だが、金銭の強要や盗難の報告は無く、いずれも「自分の物を隠される・取られる」といった物品関係の事象である。

以上がいじめアンケートの結果である。

続いて、いじめ調査の報告である。

7ページから10ページが一・二学期の市のいじめ調査報告である。これは京都府全域で使用されている調査様式である。この調査はいじめアンケートを基に個別聞き取り調査を行い、アンケートで答えた内容やその他の内容について教員が聞き取り、いじめとして認定したものの総数である。

京都府の定義では、第一段階はいじめの定義に照らしていじめがあったと捉えられるものの総数である。第二段階は第一段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察を行う必要がある状況のもの及び第一段階の中で未解消のものとしている。

第三段階については、第二段階の中でいじめにより当該学校の在学する児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの、またいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるものを指している。

第一段階・第二段階のみ記載してある。第三段階は小中共になかったため記載は無い。

いじめの認知件数で、第一段階については他府県に比べ京都府が大きく上回っている。(資料2参照)

これは平成27年7月の岩手県における中学校2年生の自殺を受けて文部科学省が行ったいじめ再調査の資料である。3ページ目の都道府県別いじめ認知件数を見ていただくと、京都府の件数が圧倒的に多いのがよくわかる。これについては、府全域でこの調査を実施し、アンケート結果を尊重し、児童生徒がいやな思いをしたものを全ていじめの初期段階と認知した結果である。本市でも本年度、いじめ担当者会議を実施し、いじめの認知方法について一学期当初より確認し、いじめ認知の感度を高めた結果、特に小学校において認知件数が増加したものである。

以上がいじめ調査の報告である。

学校ごとの個別事象については、後半説明する。

### 【質疑応答】

委員 資料2の認知件数の調査については、この件数の把握のために改めて調査を行ったのか？それともすでに行った調査により報告を行っているのか？

事務局 あらためて実施したわけではない。既に調査したものから京都府へ報告を行っている。平成25年度の総数を報告している。

委員 一・二学期の件数を足したものか？

事務局 認知件数については、一学期に挙げたものが、二学期で再度挙げられた場合、一件と数えるため、合計しているものではない。

委員 資料1の5ページ、H25.1学期が45.7%となっている。資料1ページの表1で合計すると人数としては5,000人程度となる。そうなるといやな思いをした人数は約2,200～2,300人となることになる。この数字が資料2の認知件数の一部となっているという理解でよいのか。

事務局 お見込みのとおりである。

委員 では二学期も調べているとのことであるので、その場合は一学期の数字が反映されているのか、あるいは一学期と二学期を市では調査しているので、その合計したものを二で割ったものが反映されているのか。

事務局 反映された数字については資料3の説明時に詳細を申し上げる。

委員 社会福祉関係者としてこの会議に参加しており、今は学校でスクールソーシャルワーカーに当たっている。その見地からいじめ事象の実態調査の事象の数についてお尋ねしたい。

たとえば、「嫌なことを言われた」とあるが、その中身については教師により把握されていると考えている。

福祉職がこの会議に参加させていただいているというか、国の要項でも加えるよう指示されており、参加をしている。これについては同時期に策定された子どもの貧困対策の関係で、例えば家庭の貧困問題、生活水準の違い、保護者の不和などを含む家庭問題が影響し、心無いことを言われている子どもがいるのではないかと思われる。

そのようなことが表面的にいじめを通じてでも把握することができれば、そこを解消するために何が必要なのかを考えることができる。

そういった立場で参加していると考えている。文部科学省も京都府教育委員会もそういった原因となったこと・事象ごとの集計などは取っておられないのか。

この統計だけだと、いじめは良くないことであると教師が指導され、解消に向かうかもしれないが、そういった芽自体は残りそうに思う。そこについては直接学校内では解消できないかもしれないが、社会的資源を使って少しでも支援を届けるといった所が求められるのではないかと、そのあたりの考えはどうか。

調査に関する質問ではないが、そういった所にも目を向けて調査を実施した方が良いのではないかと、ということを考えて。

事務局 「いやな思いをした」数というのは、アンケートの2の1から9の中でどれか一つでも丸を付けたものを集計している。9に「その他」という項目があり、1から8には当てはまらないが、「このようなことを言われた」といったことを記入できるような調査を実施している。

そういった部分も使用し、その後の児童生徒との個別面談等に繋げながら、できるだけ詳細な認識ができるようにはしている。原因部分までの統計まではできていない。

委員 ぜひ貧困に関わることであるのか、いじめにつながる事象があったら早急に対策を講じていただくことについてスクールソーシャルワーカーもお手伝いができるはずだと考えている。また他の専門機関もあるのでそういったことをお願いしておきたい。

事務局 ご指摘の通り、いじめの背景には家庭環境も含め、虐待などいろいろな要素を含んでいる。スクールソーシャルワーカーについては小中学校それぞれ1名を配置している。やはり家庭と連携した、いじめ事象のアンケートを見て対処法の中で家庭にも入り込むといったことが非常に重要である。文部科学省においてもチーム学校といったものを提唱している。

どうしても学校の教職員だけでは乗り遅れてしまうような事案については、カウンセラー・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員などの中でいじめだけではなく課題解決するという方向性は示されている。また現実には難しく、出発段階だと思われるが、望ましいことだと期待感を持って考えている。

委員 資料1の5ページのグラフだが、%の意味合いについてご教示願いたい。

委員 黒は全体の内「いやな思いをした」割合である。そして緑がその内で誰かに相談した割合を表している。その理解でよいか？数については小中それぞれの総数を算出いただきたいと思う。

事務局 表の理解についてはお見込みのとおりである。

委員 同じ表に記載するより、別の表の方が良かったかもしれない。

他に質問等無かったため、続いて事務局より説明を行った。

事務局 資料1-2には学校別のアンケート結果といじめの認知件数、その経年比較を記載しているので、そちらから説明したい。1ページの学校別のアンケート数といじめの認知件数を比較すると、ほとんどの学校でアンケートの回答数の全てをいじめ事象として認知している。

これは先ほど報告したが、昨年度までは学校ごとにいじめの認知感度の差があり、同じようなアンケート回答結果であっても、いじめと認知した学校と認知しなかった学校があり、格差が生じていた。そのため今年度、学校の代表者が集まっていただく担当者会議を開催し、いじめの認知方法について確認し、統一を図ったために大体どこの学校も一定同じレベルでいじめの認知をすることによるものだと考えている。

学校のいじめ認知数の推移を表したのが3ページである。中学校ではいじめ調査開始時より、アンケートの6~8割程度を認知していたが、小学校では認知数にばらつきがあった。アンケートによる「いやな思いをした」数について

は、毎回2,000前後であるのに認知数は回を追うごとに減少していた。そこで本年度よりいじめ担当者会議を実施し、いじめの認知方法の統一を図った結果、認知数が増加したと考えている。

認知数については本年度急激に増加したが、学校の状況については昨年度と変わりなく、第三段階のいじめ事象は発生していない。

資料の2ページ、平成27年度いじめ調査結果について、引き続き説明したい。第二段階のいじめ事象、これは第一段階の中で継続的または組織的な指導が必要なものであるが、小学校の一学期において第二段階は5件あり、未解消であった。中学校では6件あり、3件が解消、3件が未解消との結果となっている。

二学期においては、小学校では5件、その内4件が解消。中学校は7件あり、2件が解消できたという結果となっている。現在はすべて解消している。中身を見ると、ほとんどが「嫌なことを言われた」「仲間外れにされた」であった。

以下、いじめ事象の詳細な情報を含んでいるものであるため、非公開事案とする。事務局より報告・説明を行い、その後質疑応答を実施した。

### (3) いじめ対策事業について

事務局より説明を行った。

今年度4月から、小中学校のいじめ防止担当者会議を開催した。いじめ等に対し適切な取り組みを実施し、早期発見・早期対応を図り、いじめの根絶を目指すことを目的としている。構成員は小中学校のいじめ問題担当者、いわゆる生徒指導主任、教頭等である。また教育部理事、担当指導主事が入っている。いじめに関する実態の共有や交流を図ること、また教育委員会からの指導・助言、あるいは周知を図ることを目的としている。

年4回、5月、7月、12月、2月（予定）に開催することとしている。小中いじめ防止対策事業等について、いじめは暴力事象、不登校など様々なことを含んでいるため、今後根絶の取組を中心にしながら、生徒指導全般の取組、不登校への取組も今後入れていく必要があるのではないかと考えている。

さきほど申し上げた教育委員会からの周知について資料3を基に申し上げたい。平成27年7月開催の担当者会議において配布したものである。この中でいじめ調査の方法といじめ認知について説明を実施した。定義について、各校でばらばらであった考え方を、あらためて周知・統一を図った。

「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」については、すべていじめ事象であるとした。継続的かどうかを問わず、子どもがいや

な思いをしていることについてはいじめだと認知することを周知徹底した。また、いじめアンケート・聞き取り調査の目的や趣旨なども周知徹底した。アンケートについてはいじめの早期発見・早期対応に資するものの一つであり、聞き取り調査はそれ以外の心や人間模様・関係はどうか知るために担任が中心となって行うものである。上がってきた内容について、担任のみで対応が難しいと思われる場合は組織的な対応も必要である。

集約については、一学期二学期のアンケート・聞き取り調査や学期内で見聞きした内容を含めて行うよう、指導を行った。

10月には文部科学省から再度いじめ事象の認知方法について再調査が行われたため、それを受けいじめ認知の判断、また集約について指導を行った。重複を避けることや明らかに本人の勘違い等である場合は、集計しないことなどを指導した。

2月には再度いじめ認知について、学校においてどのように共有を行うかといったことについて指導を実施予定。また、行動の一元化、学校全体で方向性を定めた上で子どもへの指導を行うよう説明を行う予定である。

質疑は特になし

#### (4) 意見交換

委員 アンケートで上がってくる数字に対する客観性が大事であることがわかる。認知をどのようにしていくかといったことを統一した結果、上がってきた数字が調査結果だと考えているが、小学校の児童の発達等を考えると、答えている子ども自身が客観的に答えられていない面もあると思われる。その点は意識する必要がある。

極端な例ではアンケート実施の直前の休み時間に小さなトラブルがあった時と平穏な状態で仲良く過ごしていた時では、特に低学年において結果が変わってくる可能性がある。いつ、どういった状況で実施するかについては担任も注意を払い、工夫し実施していた。

アンケート実施後に教育相談活動を実施しているが、どの学校もクラス全員に対し1対1で話す時間を設けようと担任が中心となり、学校により異なるが一カ月近い期間を要して面談を実施している。

困ったことがあると記入した子どもに対してはその事も当然聞き取るが、何も書いていなかった子どもについても違ったところで悩みをもっている可能性もあるので、子どもの心に寄り添って話を聞く機会であると捉えている。

そこでより重大な事案が出てくることもあるので、その場合はいじめであればいじめ事象として校内委員会に諮り、また生徒指導上の問題であれば担当組

織に繋げることができ、対応をすることができる。

いじめ認知は難しく、今年担当者が会議で学び、認知の方法について統一できたのである程度まとまってきたように思う。完全な一致については個人差がどうしてもあると思われるが、その辺りの差ができるだけ生じないように、引き続き共通理解を図りながら、進めていく必要があると感じ学校でも進めているところである。

アンケート実施時だけではなく、日々起こることでもあり、それについては担任や把握した教員がすぐに対応を行っている。

委員 中学校のいじめ問題ではニュースで報道されているような命を落とすといったことが実際にあり、小学校より更に危機意識は高いように感じている。

小学校と同じように教育相談期間を最低年2回、多いところでは3回実施している。放課後、1週間から10日間といった期間を設定し、すべての生徒と対面で話を聞いている。1日に5人程度。

その中で気になることが出てきた場合には、少なくとも学年で共有するようにしている。複数人間が把握し、一人で抱え込まず組織で対応するようにしている。

最初、委員より質問があった『「いやな思いをした」の中に子どもの貧困対策に関わるような事例はなかったか?』との問いに、そういった視点も大事であると感じさせられた。そのような感性を現場の教員にも持ってもらいたいと感じた。

「いやな思いをした」というのはいじめの定義としてももちろん大事なものであり、ないがしろにせずにいじめとしてカウントすることは一番大事であると考えている。その上で、奥のことや背景に関することにまで、目を向けられるよう最初に対応する担任教師の感性を豊かにする研修なども大事なことではないかと感じた。さきほど「被害者意識が強くなったのはなぜか、こういった背景があるのか」といったことについても「なぜか?」といったことを教師が考えられるような研修が必要であると感じた。

委員 2年生と6年生の子どもがいるが、年齢により話す内容も変わってくる。また、同じことをされていても、捉え方に差が出てくる。そういったこともアンケートの結果にもつながっている部分はあると思われる。

「クラスでいじめられている子どもがいる」と子どもが言うこともあるが、その子自身がいじめと認識していない様子である。話を聞くとかなりひどい状況であるが、本人は至って平気な様子であり、普通に登校をしている。本心はわからないが、受け止め方にも個人差があると思うし、現れた数字だけではわ



からない部分もあるのかと思いながら資料を拝見していた。

保護者としては、いじめの状況を子どもからは聞かぬが、学校から連絡が来ることはなく、保護者間で話をすることがある。重大な案件でない限り、連絡は行わないのかもしれないが、共有する時間があれば保護者全体で良い方向に向かうよう協力できることもあるのではないかと考えている。

委員 先ほどの例に近いが、自分の子どもからいじめられていると聞いた子どもが、参観などで見ると全くいじめられているといった意識も全く無いように見受けられた。

集計も大事だが、含まれていない部分も多くあるのではないかと感じた。学年が上がるごとに教師に言い出せず、つらい思いをしている子どもも多くいるのではないかと。

委員 中学校で昔は悪口や陰口があって、廊下などで教師が発見することがよくあった。今は子どもが学校内でそういった事を行っていることはほとんど無い。今はラインやネットで行っていることが多い。そのため教師の目に触れない。把握が困難になっている面がある。

委員 別の市のある中学校ではクラス単位でラインのネットワークができており、その中でつぶやいたといった事例もあったようである。

委員 いじめられているのに感じていないかのようにふるまっている子どもがいきなり飛び降りたりするなどのリスクがあることがある。

アンケートでは「あなたはいじめられましたか?」といった聞き方になっているが、それだけではなく「見たことはありますか?」「いつもいじめられている人の名前を教えてください。」といった項目もあれば、救われる子どもも出てくるように考える。

自分で気づいていない、いじめが無いことにしている、虐待を受けてきた子どもはそれを感じないようにして耐えていることがあり、学校でも感じないようにしていることもあり得る。何人もがその子がいじめられていると感じているといった情報は教員にもなかなか入ってこないものだと思われるので、そういったものを記入できるような欄があればよいと思われる。

委員 中学校では教育相談を行う前に、学校独自で事前資料としてそういった内容の項目を入れているところもある。

委員 ドイツでは希望する子どもに対し、けんかの仲裁役、シュトライトシュリヒターとなれるような研修をおこなっているという事例がある。話の聞き方や教師への伝達方法、あるいは仲裁方法などのレクチャーを受けている。

こういった取り組みを通じ、子ども同士で改善・解決できるような学校づくりを進めていることもある。大人が見ておくことはもちろん大切だが、子ども達自身が課題を見極めるきっかけにもなっている。

委員 いじめは重大な人権侵害であるし、無くすに越したことはないと考えている。その一方で小中学校はまさに成長の過程であり、過ちを犯す時期でもあると思われる。そのため、文部科学省においてもこういったことは起こり得ることだと認識しており、認知件数が多いから問題であるとはしていない。

いじめが起こった時にどのように指導するのか、言い換えれば人権教育の大事な格好の場所であるとも言える。具体的にどのような形の人権教育として位置づけられているかについて教えていただきたいと思う。

委員 小学校では低学年と高学年によって異なるが、低学年の場合、教師がいじめ事象を発見する、あるいは「友達がこんなことをされている。」と伝わってくる場合が多い。

高学年になると子どもから教師への伝達よりは親や地域からの訴えで把握できることが多い。何らかの形で教師が把握した場合は、まず事実確認を行う。様々な方法があるが、当事者に面談等により確認するなどがある。

内容によっては個別に聞き取りを行う場合や該当者を集めて聞いた方が良い場合もある。それと並行し、周りの子どもたちからの聞き取りを行い、みんなが考えられる機会を意図的に設け、当事者以外の子どもの成長を促し、情報が入るようにすることもある。

個別に加害児童に話を聞く場合も「いじめた方が悪い」という前提で話をしてしまうと良くないので、その子どもの思いを聞いた上でそれぞれの思いを理解できるように指導を行う。そういった役割を教師が果たしながら心情的な解決を図る。

怪我をしているかなどといったことも重要であるし、また家庭との連携、保護者と学校が連携し、同じことが繰り返されないような関係づくりを見守っていけるような体制づくりや継続的な観察を実施する。謝罪したので終わりとはなかなかできない。

委員 中学校では個別の問題が起こった時には小学校と同じで当事者同士で話をさせたり、周りの状況から事実確認を行ったりすることが一番大切だと考え

ている。その中で互いの思い違いや、いじめられている側の心情をかみ砕いて説明する。個別の事象は今説明したような感じであるが、一般的には人権教育の領域と心を豊かにするという意味で道徳の時間を活用しながら指導をしている。

特に中学校1年生は2, 3の小学校から入ってくるので1年生の4～6月の些細なトラブルは多い。そのため、4, 5月にいじめの一般的な指導を行う。本校の場合、いじめを題材とした啓発ビデオを使用している。また人間関係づくりの視点で「それぞれが違って良い」ことを理解できるような授業を1年間通じて行っている。

2, 3年生になると個別の人権侵害に対する指導を実施している。

委員 学校という場が教科や道徳や総合といった、領域はわかれるが、学習を通して自分の世界を広げたり、他者理解を深めたりする場だと考えている。具体的にどの単元が該当するかは言えないが、色々な価値観を学んだり認識したりすることで、子ども自身の行動が変わっていくことが期待されていると思われる。

チーム学校という枠組みを活用するのであれば、学級づくりや生徒指導、道徳教育など教師が多忙なので、行政的な問題や予算的な問題はあると思うが、教員以外の立場の者が学校に常にいるような状況も良いのではないかと思う。

さきほどのドイツの児童生徒のリーダー育成、シュトライトシュリヒターの取組でいえば、彼らも講習を何十時間か受けて経験して資格を得ている。そういった取り組みを進めているのは基本的にスクールソーシャルワーカーである。教員が指導しているわけではない。

一概には言えないが、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士の方などが学校に入っていくことの重要性もあると思われる。またボランティアも含めいろいろな方が一般的に学校にいて、幅広い形で学校を支えるといった理想もあるのではないかと考える。

実現に当たって市単位でどういった取り組みができるのか、府や国との協議もあると思うが、学校内の問題を全て教員に投げ、教員が解決という形ではなくチームとして広く社会で取り組めるようサポートをお願いしたい。また学校としても考えていただいても良いのではないかと思う。

#### 4. その他

資料4 講演会の案内について事務局より説明

次回は来年度委員を再選出し、平成28年第1回として、平成28年7月に開催予定である。